

深川中学校生活のきまり

1. 服装

(1) 冬の制服

- ① 男子は本校指定の黒色標準学生服とする。
- ② 女子は本校指定の紺色標準セーラー服とする。

(2) 夏の制服

- ① 男子は上着を白無地ワイシャツとする。
- ② 女子は上着を本校指定の白セーラーとする。

(3) ジャージ

- ① 本校指定のジャージ、ハーフパンツを準制服とする。
- ② 夏季は本校指定のハーフパンツを着用しても良い。

(4) その他

- ① 衣替えは6月中旬と9月中旬に準備期間を設けて行う。
- ② 儀式的行事、定期テスト、学力テストのときは終日制服登校日とする。
儀式的の前に体育がある場合はジャージ登校をしても良いが体育終了後すみやかに着替えること。
- ③ 女子冬服着用時の儀式的行事は黒、紺のタイツ、ストッキングとする。
- ④ 女子夏服着用時は紺のハイソックスとする。
- ⑤ 女子のスカートの丈は膝がかくれる長さとする。

2. 頭髪・身だしなみ

- (1) 頭髪は、学習や運動、作業の邪魔にならないように整える。
- (2) パーマや染色・脱色、整髪料により髪を固めたりしない。
- (3) ピアス、ネックレスなどのアクセサリー、化粧品、香水などは使用しない。

3. 通学

- (1) 徒歩、スクールバスでの通学とし、希望者には自転車通学を認める。
- (2) 自転車通学をする場合には整備された自転車に乗り、本校指定のシールを貼ること。
- (3) 登校時刻は8時25分、下校時刻は15時45分とする。
- (4) 欠席、遅刻、早退の場合には、必ず保護者から学校に連絡してもらう。
- (5) 下校時は寄り道をせずに帰宅する。

4. 校外生活

- (1) 夏季(4月～10月)は午後8時まで、冬季(11月～3月)は午後6時までに帰宅する。
- (2) 友人同士での深川市以外の外出は旭川、滝川及び北空知管内とし、身分証明書を携行する。
- (3) 友人宅への外泊は禁止する。
- (4) ゲームセンター、カラオケボックス、酒類を提供する店は保護者同伴とする。
- (5) アルバイトをする場合は学校の許可を得ること。

5. その他

- (1) 学校生活に必要なものを持ってこない。
- (2) やむを得ず現金を持ってきたときは、担任に預ける。
- (3) 上靴はひも付きの運動靴とする。